

嬉 野 市 監 査 告 示 第 2 号

平成31年1月8日付けで提出された嬉野市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を実施した結果を、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

嬉野市監査委員 西 川 平 七

嬉野市監査委員 森 田 明 彦

第1 請求人

省略

第2 請求の趣旨

(1) 平成31年1月8日付け「嬉野市職員措置請求書」(原文のとおり)

第一 請求の趣旨

1 対象となる財務会計上の行為

嬉野市(以下「市」という)が、株式会社「A」(以下「A」という)に対して行った下記の行為は違法かつ不当なものであるので下記の通り監査請求する。

ア 市が平成29年7月3日に、平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託として、Aと委託契約を締結した支出負担行為。

イ 市が平成29年9月28日に、平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託として、Aに399万6000円を支出することを決定した支出命令行為。

2 上記対象行為に対する監査請求の内容

ア 上記アを行った市長(当時)に対する399万6000円の損害賠償請求。

イ 上記イを行った産業建設部長、建設・新幹線課課長、建設・新幹線課副課長、会計課長(いずれも当時)に対する連帯債務としての399万6000円の損害賠償請求。

ウ Aに対する399万6000円の不当利得返還請求。

第二 請求の要旨

(1) 事実の経緯

ア Aは、本店を(略)に置き、代表取締役を●●●氏(略)とし、平成29年6月1日に設立された株式会社である【事実証明書1「A履歴事項全部証明書」】。

●●氏は平成26年8月29日に設立された「テレビ番組とインターネットを連携させたコンテンツの企画・制作・運営」を主たる業務とする株式会社B(略)の代表取締役を務めている【事実証明書2「B履歴事項全部証明書」】。

●●氏の住居は東京都にあり、Bで受託する番組制作などが本業である。

イ 平成29年6月26日に、建設・新幹線課副課長(まちづくり推進室長)であった●●●氏が、平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託の起案書を作成し、同日、市長まで必要な決済印が押印された【事実証明書3「起案書」】。

同年7月3日に、市長(当時)がA・●●●代表取締役と業務委託契約を締結した【事実証明書4「業務委託契約書」】。

同年9月21日に、市はAに399万6000円を支出することを決定した支出命令行為を行い、同年9月26日、市はAに399万6000円を支払った【事実証明書5「支出命令書」】。

(2) その行為が違法かつ不当である理由

ア 単一随意契約は違法

(1) 嬉野市財務規則第100条(6)により、業務委託の随意契約は本来、予定価格が50万円以下だった場合に限られる。しかし、平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託は、嬉野市の情報発信を目的とするウェブサイト構築をAに随意契約で委託したものである。履行期間は平成29年7月3日～8月25日と短期間で、金額は399万6000円と高額である。●●●副課長が同年6月26日に作成した起案書では「単一随意契約の理由」として「本業務は、嬉野温泉駅周辺の開発に関し嬉野の魅力やまちづくり活動を発信するためのウェブサイト構築業務である。嬉野市のまちづくりについて密接なかかわりがあり、嬉野市のまちづくりに取り組んでいる業者の選定が必要となる。嬉野市のまちづくり会社である(株)Aは現在、佐賀大学から地域創成(原文ママ)についての地元協力業務を請け負っており、嬉野のまちづくりについても精通している唯一の業者である。よって株式会社Aより見積書を徴し、予定価格以下であれば、地方自治法施行令167条の2第1項第6号及び嬉野市財務規則に基づく財務事務に関する取扱要領第102条関係2(1)別表第2のチの規定により単一随意契約を行

いたい。」と記載している【事実証明書3「起案書」】。

(2) 地方自治法 234 条は、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則とし、随意契約は「政令に定める場合に該当するとき」にしか締結できない。その趣旨は「普通地方公共団体の公金の効率的な運用をはかり、会計上の非違を防止し、契約の公正と確実を期する」ということにある【事実証明書6「コンメンタール地方自治法」】。

市は、本件随意契約の理由として施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を挙げている【事実証明書3「起案書」】。同 6 号が認められるのは一般的に次の場合である【事実証明書7「さいたま市随契約ガイドライン」】。

- ① 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
 - ② 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
 - ③ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
 - ④ 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の契約を締結しようとする場合。
- a 市はAと本件契約と同様の事業の締結をしていなかったもので上記①、②には該当しない。また、本件委託契約を「急速に契約」する必要性は理由として挙げられていないので③も該当しない。
- b ④については随意契約の理由として「(株) Aは現在、佐賀大学から地域創成(原文ママ)についての地元協力業務を請け負っており、嬉野のまちづくりについても精通している唯一の業者」としている。しかし、これも以下の理由から該当しない。
- (a) Aは本件契約の1カ月前、平成29年6月1日に設立されたばかりの会社であり【事実証明書1「A履歴事項全部証明書」】、同年11月に地域おこし協力隊員の●●●さんが採用されるまで業務に従事する専属スタッフは一人もいなかった。地域おこし協力隊員は国が特別交付税措置で給与・経費計年間400万円を負担している市の非常勤職員(公務員)であり、市が無償の労働力として公共事業の受託企業に提供したことは嬉野市議会でも問題視された。国土交通省がまちづくり会社等の事例として紹介した宮城県の台町ティー・エム・シー株式会社は従業員が20人、長野県

の株式会社飯田まちづくりカンパニーは役員 13 人、職員が 7 人いる【事実証明書 9「まちづくり会社等の活動事例集」】。

- (b) 関係者によると、●●代表は本業が多忙でおおむね 1 ヶ月の 3 分の 2 は嬉野市にいなかったとされる。都市計画やまちづくりの経験はなく、建築士の資格だけでなく、ウェブ構築の専門的スキルも持ち合わせていない。

従って、「嬉野市のまちづくりについても精通している唯一の業者」とする根拠は全くなかった。また、A には取締役として、C の●●●氏とカリスマ茶農家の●●●氏が就任しているが、取締役会は一度も開かれておらず、2 人は名義貸しをしているにすぎない。

- (c) A は、建築士もおらず建設業の実態がないにもかかわらず、東京商工リサーチに「業種」を建築設計業、「扱い品」を建設コンサルタント業と申告しており、新設企業情報に虚偽の登録を行っている【事実証明書 8「東京商工リサーチ新設企業情報」】。専門家はおろか、社員すらいない会社に業務を発注すること自体、違法かつ不当である。

- c 起案書では「佐賀大学から地域創成についての地元協力業務を請負って」いることを挙げている。しかし、その成果は、A のウェブサイト上で平成 29 年 9 月 19 日付の「佐賀大生による嬉野振興プラン発表会」（同年 7 月 23 日実施）、平成 30 年 3 月 26 日付の「佐賀大学との共同研究発表会開催」（同年 2 月 23 日実施）だけであり、これらはいずれも平成 29 年度佐賀大学共同研究で別に 300 万円を支出している事業である【事実証明書 10「平成 29 年度佐賀大学共同研究成果説明書」】。少なくともウェブ上には、A が佐賀大学と共同で成果を挙げたことは分からない。よって本件の理由も前記④の理由とはならない。

- d 仮に本件随意契約が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の要件を満たしていたとしても、同規則第 102 条に「随意契約をしようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」とする手続きも欠いており、その点も違法である。

- (3) 以上から本件随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当せず、よって地方自治法 234 条 2 項、及び嬉野市財務規則第 100 条 1 項(6)に反し違法である。

イ 契約保証金の免除は違法

起案書では、Aに対して「嬉野市財務規則第107条第2項により免除」としているが、第2項では「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を減額し、又は免除して契約を締結することができる。」とされ

- ① 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約の相手方から受託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
政令第167条の5第1項及び政令第167条の11第2項の規定により定められた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ③ 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- ④ 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑤ 随意契約を締結する場合において、契約の相手となるべき者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

としている。

しかし本件契約は、①～⑥いずれにも該当しない。

よって第107条第1項「政令第167条の16の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とし、契約締結の際に納入し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び当該保証金については利息を付けない旨を契約しなければならない」を適用しなければならず、保証金の免除は違法である。

ウ 委託設計書が違法

●●副課長が436万3200円と算出した委託設計書【事実証明書11「委託設計書」】では、主任技師、技師(B)、技師(C)いずれも内業としている。しかしAに技師を含め社員が一人もいないことは十分承知しており、違法である。ウェブサイト構築費としては相場をはるかに超えており、設計が著しく不当である【事実証明書12「ウェブ構築の相場」】。

エ 見積書が違法

Aが平成29年6月29日付で提出した399万6000円の見積書【事実証明書13「Aの

見積書】は、●●●副課長が作成しており、違法である。●●●代表は自身で見積書類を作っていないことを市議会議員らに対して認めている。

オ 嬉野市土木設計業務等委託契約約款に反しており違法

Aは、嬉野市土木設計業務委託契約約款【事実証明書14「嬉野市土木設計業務委託契約約款】の以下の条項に反しており、違法である。

- (ア) 第3条「受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成して、発注者に提出しなければならない。」に反し、業務工程表を提出していない。
- (イ) 第7条「受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」及び同条3「受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」に反し、外注している。社員が一人もいないのですべて下請けに出すしかない。
- (ウ) 第10条「受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない」に反しており、違法である。そもそも、社員がいない。

カ 本件ウェブサイトの内容は399万円の公金支出に見合わず違法

(ア) 特記仕様書【事実証明書15「1工区特記仕様書】には次の記載がある。

<業務の目的>

新幹線嬉野温泉駅周辺のまちづくりについては、平成27年度「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会」による提言がおこなわれている。平成34年の開業効果を最大限に発揮するためには、嬉野温泉駅周辺の開発コンセプトをさらに明確にし、嬉野の持つ魅力を内外に発信することが求められる。本業務ではこのような観点から、嬉野の魅力を発信するウェブサイトを構築し、今後策定する嬉野温泉駅周辺まちづくりコンセプトに必要な写真・映像等を収録しウェブ上での発信を行う。

<業務内容>

1. ウェブサイトの構築

嬉野の持つ魅力や新幹線開業に向けたまちづくり活動を発信するためのサイトを構築する。

2. 写真・映像の収録

嬉野の持つ魅力やまちづくり活動の画像・映像の収録編集を行いサイト上に掲載する。

<業務期間>

契約の日から平成 29 年 8 月 25 日

(イ) しかし、「嬉野 Sight」の情報量は驚くほど少ない【事実証明書 1 6 「嬉野 Sight」】。

「知る News」= 3 件、「遊 Trip info」= 1 件、「創 New project」= 6 件、「映 Movie」= 2 件にとどまる。

映 Movie のうち 1 件は平成 29 年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（2 工区）業務委託（599 万 4000 円）で制作したコンセプトムービーである【事実証明書 1 7 「平成 29 年度嬉野温泉駅周辺整備関連事業成果説明書」】。

また、知る News の平成 29 年 9 月 19 日付の「佐賀大生による嬉野振興プラン発表会」（同年 7 月 23 日）、平成 30 年 3 月 26 日付の「佐賀大学との共同研究発表会開催」（同年 2 月 23 日実施）はいずれも平成 29 年度佐賀大学共同研究で別に 300 万円を支出している事業である【事実証明書 1 0 「平成 29 年度佐賀大学共同研究成果説明書」】。

投稿は平成 29 年 8 月 21 日付「嬉野が誇る 3 つの宝」が最初で、更新は平成 30 年 3 月 26 日で終わっている。

(ウ) 嬉野市の情報発信としては、市や嬉野温泉観光協会のホームページ、Facebook などもあり、新たにウェブを構築する必要性は認められない。仕様書上も更新についての取り決め（いつまで、どの程度の頻度で行うか）がなく、著しい不備がある。実際に平成 29 年度事業ということからか、平成 30 年 4 月以降は何の投稿もない。これだけの情報量と更新頻度は 399 万 6000 円という公金支出に全く見合わない。

(エ) 少なくとも仕様書を満たしているとは考えられない。競争入札や見積り合わせを行っていないのだから、なおさら税金を使う重みや責任に鋭敏でなければならないのに、担当者らは何の疑問もなく検査をパスさせている【事実証明書 1 8 「1 工区検査復命書」】。地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反しており、違法である。

(3) その結果、嬉野市に生じている損害

平成 29 年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1 工区)業務委託費の全額 399 万 6000 円

(4)財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

本件の三つの行政行為はいずれも1年以上経過している。しかし請求者である「E」代表・●●●が本件行政行為の存在を知ったのは、平成30年11月9～14日付で本件行政行為に関する公文書を開示された同会事務局長の●●●から情報提供を受けた同年12月4日である。判例では、監査請求者が財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から2カ月以内に請求があったときには相当な期間内の請求であったとして地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」を認定している【事実証明書19「自治体職員のためのQ&A住民監査請求ハンドブック」】。よって本件請求は「正当な理由」がある請求である。

(2)平成31年2月7日付け「嬉野市職員措置請求書 意見陳述(補充書)」(原文のとおり)

第二 請求の要旨

(1)事実の経緯(補足、追加)

イ(補足)平成29年7月3日に、市長(当時)がA・●●●代表取締役と、嬉野市の情報発信を目的とするウェブサイト構築を内容とする「平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定(1工区)業務委託」を399万6000円の単一随意契約で締結した。履行期間は平成29年7月3日～8月25日だった【事実証明書4「業務委託契約書」】。

ウ(追加)平成29年8月25日に、検査員(検査監)●●●、立会人(主任)●●●氏、監督員(副課長)●●●氏が、着工平成29年7月3日、成工平成29年8月25日、実施成工平成29年8月25日で竣工と認めた【事実証明書18「1工区検査復命書」】。

エ(追加)コンテンツお流し込み作業は、●●●代表と同じDで働いたことがある知人の●●●氏、嬉野市在住のアルバイト店員・●●●氏が行った。作業は平成29年9月22日未明までかかった【事実証明書追加1】「9月22日未明までWeb構築作業」。

オ(補足)受注したウェブサイト構築のうち基本設計は、Aの●●●代表がウェブデザイナー・●●●氏に10万円で下請けに出していた【事実証明書追加2】「Web設計は10万円で下請け」。

(2)その行為が違法かつ不当である理由

【補正】

イ 契約保証金の免除は違法(以下、網掛け部分を転職ミスで抜けがあったため補正)

起案書では、Aに対して「嬉野財務規則第107条第2項により免除」としているが、第2項では「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を減額

し、又は免除して契約を締結することができる。」とされ

- ①契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ②契約の相手方から受託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③政令第 167 条の 5 第 1 項及び政令第 167 条の 11 第 2 項の規定により定められた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国(公社又は公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 3 回(工事又は製造に係る契約で契約金額が 1,000 万円以上のものについては 2 回)以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ④法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- ⑤物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- ⑥随意契約を締結する場合において、契約の相手となるべき者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

としている。

しかし本件契約は、①～⑥いずれにも該当しない。

よって第 107 条第 1 項「政令第 167 条の 16 の規定による契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とし、契約締結の際に納入し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び当該保証金については利息を付けない旨を契約しなければならない」を適用しなければならず、保証金の免除は違法である。

オ 嬉野市土木設計業務等委託契約約款に反しており違法（追加）

A は、嬉野市土木設計業務委託契約約款の以下の条項に反しており、違法である。

(イ) 第 7 条「受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」及び同条 3「受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」に反し、●●●氏に 10 万円で下請けに出している。よって違法である。

(ウ) 追加 第 22 条「受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めら

れるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」に反し、履行期限の平成29年8月25日を超過しており、債務不履行ゆえに支払ってはならない。

カ（追加） 検査日を偽り違法

Aは、平成29年8月25日の履行期限までにウェブサイト構築業務を完了できなかったが、不履行を隠蔽するため、嬉野市とAは平成29年9月22日午後2時～2時半に嬉野市役所嬉野庁舎で行った検査を同年8月25日に実施したと偽った【事実証明書追加3】。有印虚偽公文書作成、同行使罪（刑法156条、158条1項）に該当し、検査復命書は違法な文書であった。よって本件支出は違法。

第3 請求の受理

本件請求については、平成31年1月8日に受け付け、要件審査において一部補正と事実証明書の提出を求めた結果、平成31年1月24日付けで受理した。

なお、平成31年2月7日付け「嬉野市職員措置請求書 意見陳述（補充書）」については、同日付けで受け付けた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求書、証拠資料及び事実証明書の内容から、平成29年度嬉野温泉駅周辺まちづくりコンセプト策定(1工区)業務委託について「正当な理由」がある請求書か否か、市が株式会社 A代表取締役 ●●●氏へ支出した行為が、財務会計上の違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結に該当するかどうかを監査対象とした。

2 監査対象部局

監査対象部局は、産業建設部建設・新幹線課である。

3 証拠の提出及び陳述機会の付与

法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。陳述に加えて、新たに以下の書類が証拠書類として提出された。

・【事実証明書追加1 「9月22日未明までWeb構築作業」】

- ・【事実証明書追加2「Web設計は10万円で下請け」】
- ・【事実証明書追加3「検査は2017年9月22日午後2時～2時半に嬉野庁舎で行われた」】

4 関係人の調査

監査にあたり、建設・新幹線課を対象として関係書類を調査したほか、法第199条第8項の規定に基づき、産業建設部長、建設・新幹線課長ほか関係職員から事情聴取を行った。また、関係人である株式会社 A 代表取締役 ●●●氏から弁明書を受理した。

第5 監査の結果

1 事実の確認

本件請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された事実証明資料並びに関係人の調査及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 本件監査請求に至った経緯

本件契約は平成29年7月3日に行われ、同日支出負担行為が行われている。同年9月21日に支出命令行為が行われ9月28日に契約金の支払が完了している。

嬉野市議会平成30年第3回定例会において、平成29年度決算認定の議案が平成30年9月3日に提出されている。また同日より嬉野市役所総務課において議案及び議案資料（平成29年度決算主要な事業の成果説明書含む）の閲覧が可能であったことを確認した。

平成30年10月3日付西日本新聞の報道には「2017年度一般会計決算については「嬉野温泉駅周辺整備関連事業を巡り、市の説明がなく、適正に税金が使われたか疑問だ」などの意見があり、市議4人が認定に反対した。反対討論で●●●議員は、同事業（総額約2475万円）について、市側に資料請求したが開示されなかったと主張。

「駅周辺景観ガイドライン作成業務も約300万円の予算が消化されているが、詳細な説明がない」と訴えた。事業に含まれているまちづくり活動を紹介するウェブ構築（約399万円）や市のイメージ動画作成（約599万円）についても委託先の情報を十分明らかにしていないとして、一連の市側の対応を「不透明で納得いかない」と批判した。」と掲載されている。

請求人は、本件行政行為の存在を知ったのは平成30年11月9～14日付で本件行政行為に関する公文書を開示された同会事務局長の●●●から情報提供を受けた平成3

0年12月4日と主張している。

2 監査の結果

(1) 結論

本件措置請求については、監査委員の合議により下記の理由で却下する。

(2) 理由

請求者である「E」代表・●●●氏が本件行政行為の存在を知ったのは、平成30年11月9～14日付で本件行政行為に関する公文書を開示された同会事務局長の●●●から情報提供を受けた同年12月4日であるとし、判例では、監査請求者が財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から2カ月以内に請求があったときには相当な期間内の請求であると主張するので、この点について検討した。

地方自治法第242条第2項本文は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。」と規定している。本件では、当市が、平成29年7月3日にした支出負担行為、平成29年9月28日（入金日）にした支出命令行為（9月21日）がそれぞれ取り上げられているところ、いずれも行為のあった日から一年を経過している。

また、地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるときとは、住民監査請求の1年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である。（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）

そして、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するものが相当である。（東京高裁平成19年2月14日判決参照）。

そこで、本件についてみると、嬉野市では、嬉野市議会平成30年第3回定例会において、平成29年度決算認定の議案が平成30年9月3日に提出されている。嬉野市情報公開条例では、請求の期限を定めていないため、平成30年9月3日頃には、住民が相当の注意力をもって調査すれば平成29年度嬉野温泉駅周辺まちづくりコンセプト策定(1工区)業務委託費の支払が、あったことを知ることができたと解する。ま

た、請求人が証拠書類で提出している平成30年10月3日の西日本新聞には、当該財務会計上の行為について違法性・不当性を指摘する記事が掲載されているので請求人は、平成30年10月3日には本件契約について知り得たと解する。そうすると、本件契約を知ることができた日から請求が出されたのは平成31年1月8日であり、概ね3箇月以上を経過しているため相当な期間内での請求とは認めることが出来ない。

従って地方自治法が定める、ただし書きの正当な理由のある監査請求とは言えない。